

回 覧

令和 7 年 1 月

ご町内の皆様へ

前橋市長 小 川 晶
(公 印 省 略)

盛土規制法の運用開始について(お知らせ)

日頃より、本市行政に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、群馬県より依頼を受け「盛土規制法の運用開始のお知らせ」について、市民の
皆様へ周知させていただくため、チラシを回覧いたします。

また、前橋市の「盛土規制法の運用開始」については、12月1日号の広報まえばし
にて指定を予定している規制区域図とともにお知らせしております。詳しい内容につい
ては、広報または前橋市ホームページをご覧くださいませようお願いいたします。

なお、問い合わせ先については下記のとおりとなります。内容によって連絡先が異な
ります。

前橋市の盛土規制法の運用開始についての問い合わせ先

前橋市都市計画部建築指導課 開発係

開庁日(8:30~17:15) : 電話027-898-6758

チラシの内容についての問い合わせ先

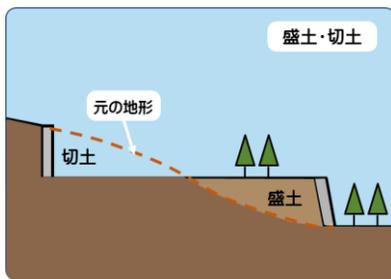
群馬県県土整備部建築課 開発係

開庁日(8:30~17:15) : 電話027-226-3704

1. 許可や届出が必要な盛土等の工事

次のような行為を指し、次の「2. 許可が必要となる盛土等の規模」のとおり、一定規模以上の工事が許可の対象となります。また、許可の対象外の工事でも、届出の対象となる場合があります。

例えば…



- ・宅地造成のための盛土・切土等
- ・残土処分場等の盛土・切土等



- ・土砂のストックヤードにおける仮置き等

2. 許可が必要となる盛土等の規模

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

| 要件 | ①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの | ②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) | ④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) | ⑤盛土又切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) |
|-------|--------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------------|---|
| イメージ図 | | | | | |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

| 要件 | ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの |
|-------|--|--|
| イメージ図 | | |

3. 盛土規制法に関するよくある質問

Q. 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？

A. 盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者に課されます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q. どちらの規制区域に入っているのか、どうすればわかりますか？

A. 令和7年1月10日（金）から「マッピングぐんま」にて、前橋市及び高崎市を除く県内全域の規制区域を公開予定です。

マッピングぐんま 検索



Q. 許可を受けた盛土等の工事はどのように分かるの？

A. 許可された場合は群馬県のホームページ等で公表するほか、工事中は現場に標識が設置されます。

